

第七回国会  
衆議院

内閣委員会  
議録第二十二号

(七八九)

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 静君 理事 小川原政信君

理事 木村 榮君 理事 船田 亨二君

井上 知治君 田中 萬逸君

山口六郎次君 鈴木 義男君

松岡 駒吉君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君

大蔵事務官 正示啓次郎君

(國稅庁総務部長) 平川 守君

(農林事務官) 大久保武雄君

(大臣官房長) 平井富三郎君

海上保安庁長官 木村 武君

経済安定事務官 吉田 龍雄君

(総裁官房長) 小関 紹夫君

経済調査官 專門員 龜井 川浩君

(中央経済調査) 專門員 小関 紹夫君

庁長官 佐々木 吉田 龍雄君

委員外の出席者

專門員 龜井 川浩君

專門員 小関 紹夫君

四月二十七日

委員松澤兼人君及び米盛満次郎君辭任

につき、その補欠として松岡駒吉君

及び鈴木義男君議長の指名で委員に

選任された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

第一類第一号 内閣委員会議録第二十二号

昭和二十五年四月二十七日

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出等一八二号)

○鈴木委員 これより会議を開きます。

本日は行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入りまます前に、本多國務大臣より定員法に關して懇談いたしたいとのことでございますが、御了承願ひたいと思ひます。

(午後一時四十二分懇談会に入る)

(午後一時五十分懇談会を終る)

○鈴木委員 これより質疑に入りま

す。鈴木委員。電気通信省の定員に

ついては、予算の定める範囲内で政令

をもつて増加することができるとい

ふにされたやうであります。定員

法というは法律でやつてゐるのに、

どうして電気通信省に限つて政令でや

ることを許す御趣旨でありますか。

○本多國務大臣 これはまことに定員

法で最高限を擧げて行くといふ趣旨か

らは矛盾する感があるのでございま

すけれども、電気通信事業の性質上、こ

うすることが適當であらうと考えたの

でございませう。それと申しますのは、

電気通信事業は御承知の通り今復興途

上にあるのでございませうが、電話交換

局等の増設に伴つて、相当人員を増加

するといふ必要を生じて参ります。こ

れを見込みまして、大体は定員法上の

人員を増加しておるのでございませう

けれども、その進捗状況によりまして、

多少かげんを加えるところがないけれ

ば、それに即座することができないで

はないか、さらに国家経済の面から考

えてみましても、この電気通信省の事

業は、人員をふやすことによつて収益

を増加する、營利的な面から考えまし

ても、そうした場合が考えられますの

で、まづたく電気通信事業の性質か

ら、少しく余地を残して、電話局等が

思つたよりも早く落成したといふ場

合、予算の範囲までは政令をもつて増

加してやることのできる、国会が開か

れますと、またその機会に定員法の上

の改正となるのでございませうけれ

ども、さういふ道を設けて置いていた

○本多國務大臣 これはお話の通り、

経済統制事務の減少の多かつたところ

でありまして、通商産業省、さらに農

林省、運輸省、経済安定本部、この四

つのところが大部分を占めておるので

ございませう。

○木村(農)委員 たゞは農林省関係

を見ますと、人事院の方からは、定員

をふやせといふやうな勧告も出ておる

やに承つております。相当食糧買上げ

問題とか何かでも、微妙な関係がある

と思ひますので、特に農林省関係は経

済安定本部、通産関係といつたやうな

特定な方は、関係のございませう政府

委員の方に來ていただいて御説明いた

だしたいと思ひます。

○本多國務大臣 各省関係の政府委員

を招致せられまして、御質問される場

合の、そのことは別でございませうが、

人事院から農林省その他について、人

員をふやせといふやうな連絡があつた

ではないかというお話ですが、それは

ございませう。その関係と申します

は、やはり人事院関係の人事に對応す

る部分で、會計、人事等の方面に、相

当作業が複雑になつて参りますので、

その方面の人員が寡少にならないやう

に、この連絡があつたのでございませ

うが、その点は実情に即するやうに、そ

れぞれ考慮して満たしてあるものでござ

いませう。

○木村(農)委員 今の退職手当金は昨

年通りといひますと、昨年きまつたや

うな標準をそのまゝとしもやるわけ

なんですか。大体總額どのくらいなす

定になるのですか。今御説明なさつた

退職者があつたとした場合の總額、概

算でいいですか……。

○本多國務大臣 昨年の行政整理の際

に、六月以降九月までの強制退職者に

支出いたしましたあの基準を適用する

といふ意味でございませうが、今予算の

関係から、さらにまた現実の退職者

に、今三段階となつておりますので、

どういふやうに退職手当が支給される

かといふことにつきまして、作業中で

ございまして、明日もしくは明後日提

案の際には、その根拠も数字上わかる

やうにして御説明申し上げたいと思ひ

ます。

○木村(農)委員 今度配置転換等で、

四千四百名くらいは實際に退職にな

る、しかし新規採用の方も、いろいろ

な関係で起つて來るものですが、その場合

には、昨年の行政整理の場合に首切ら

れた連中で、今まだ職がないといつた

ふうな者を、優先的に御採用になる御

意思はございませうか。

○本多國務大臣 これは特に優先的に

といふことを、いろいろ法令等によつ

て定めることは困難であるかと存じま

すけれども、昨年の行政整理によつて退

職せられた人は、それらその所

管省等に連絡のあることでありますか

ら、そうした面については、でき得る

限りあつせんをするやうにしておるの

でございませう。

○木村(農)委員 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

でどのくらい首切りが出ますか。

○本多國務大臣 今度経済調査庁関係

○吉田(龍)政府委員 経済調査庁関係におきましては、総員において千六十六名でございます。

○本多國務大臣 その点につきまして、ちよつと説明をつけ加えておきたいと存じますが、実員との相違と申しますか、いろいろなくふうをいたしましても、ただいまのところでは七百十六名くらい退職を見なければならぬというのが現在の状況であります。

○木村(龍)委員 この中で調査官はどのくらい減るのですか。

○吉田(龍)政府委員 調査庁に關しましては、調査官あるいは事務官、雇員等を通じて總計でこれだけの定員が減少することになっておりまして、その内訳についてはまだきまつておりないのであります。

○木村(龍)委員 御承知のように調査庁は二級官以上が多く、三級官が少い。従つて調査官というのは私たちの知つた範囲では二級官以上だと思ひます。だからたゞ全般的にこれだけ減るというのではなしに、調査官の方から何ぼというところは全然わからないのですか。

○吉田(龍)政府委員 現在のところは総員においてきまつておりまして、どのランクにおいて何人減らすというところは今後きまるわけでありまして、今のところはきまつておらぬのであります。

○木村(龍)委員 承るところによれば、調査官はほとんど減員にならなくて、調査官でないほかの事務関係の人が大分減るような話ですが、それがもしほんとうだといひますと、いささかおかしいと思ひます。経済統制が解除になつて、その他諸般の情

勢で、経済調査庁の機構を縮小するといふ意味合いで減るわけだと思ひますが、そういたしますと、どうしても調査官が大幅に減るのが常識だと思ひます。ところが調査官は減らなくて、末端の事務系統だけが減るといつたような話ですが、そういうことは間違ひないですか。

○吉田(龍)政府委員 昨年の行政整理におきまして相当大幅に調査庁を整理いたしました。事務官、雇員等におきましても相当整理されましたので、この面においては今回の整理し得る人員といふものは非常に少いのであります。今回の整理は大部分が調査官にかかつており、事務官、雇員等の面においては整理は、調査官に比べますと非常に少いことになることを確信いたします。

○鈴木(龍)委員 他に質疑はありませんか。——ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○鈴木(龍)委員 速記を初めて……

○本多國務大臣 それではあとから政府委員に補足説明させることにして、おもなところを私が御説明申し上げたいと存じます。まず總理府でございますが、總理府でもおなる変動と申しますと、公益事業委員会の八百八十五名の増でございます。これは電力再編成に伴ひまして、従来通産省において電力部門を所管しておりましたものが、この公益事業委員会がその事務を担当することになりましたので、さらにこの委員会が總理府の外局になりました結果、八百八十五名を通産省の定員の中から、そのまま移管したわけでございます。それから總理府の中で、地方自治庁が今まで百五十八名ありま

したものを、これを地方財政委員会と地方自治庁と二つにわかれまうので、地方財政委員会が設けられて百一十名、地方自治庁が五十七名。それから北海道の開庁でありましたが、これが法案が成立いたしましたので発足いたしましたので、新規の三十一名といふものが認められておるのでございます。その他はこまかいものでございますので、後ほど補足いたしますことといたしたいと存じます。

法務府におきまして増加いたしましたのは、法務府におきましては、おもに刑務所が落成いたしましたために、刑務所の守衛等に増員があつた次第でございます。

その次に外務省を御説明申し上げます。外務省は大体増減なしでございます。一名減となりますが、これは委員の職が何かで一名減になつたものと考へます。

大蔵省におきましては、大蔵省の中で、特に国税庁でございますが、国税庁は、実は取引高税の撤廃、織物消費税の廃止、さらに不動産税の地方移管等、さらにおそらく税の免税点が引上げられた関係上、納税者の数が二百二十万ほど減る予定であります。そうした関係から、普通でありますと二割くらいの事務量の減少になるわけであり

ますが、御承知の通り本年はシャウワ氏の勧告に基いて、青色申告の制度を採用し、これに伴う更正決定は実地調査をやらなければ、更正決定ができませんといふことになりました点、さらに今日までの審査請求が非常にたまつておりまして、これを処理しなければならぬといふ点、さらに徴税の事務が遅れておりますので、この現実の徴税

の拡充といふ点、紛争の協議機關を設けようといふような点、こうした点を考慮いたしまして、この徴税事務の改善、拡充といふ意味から、それ／＼こうした所要の事項に配分いたしましたのでございますが、結局千人ほど国税庁を増員することになりました。そうしてその千人のほかに、さらに大蔵省の内政部で減員した百人を加えて、千百名の増加を認めた次第でございます。次は文部省でございますが、文部省が学校の資材の割当事務をやつておりました面では、百名ばかりの減がございましたが、そのほかに府県立であつた学校が、文部省に移管せられたため増員、さらに今までの学級が自然進級したため、講座の増加に対する学級数の増加といふような変動があつたわけでございます。

厚生省におきましては、まず本省の分でございますが、本省の中で薬務局等に資材調整の関係で相当の減員がございましたけれども、この本省の経営いたしてあります国立病院、国立療養所でありまして、国立療養所におきまして、相当療養所の竣工をみましたので、それ／＼ベッド数の増加に伴つてやむを得ざる定員の増を来したのでございます。ここで三人／＼の増になつておると思ひます。

それから次に引揚療養庁でございますが、引揚療養庁の事務は御承知の通りだ／＼引揚者もおしまいに近づきまして、減少しつつあるのでございます。ここで相當の、数で表わしております通りの減をみたわけであり

ます。

農林省の本省におきましては、これもこまかいところを申しますと、本省

の官房等で各部局から手伝つてもらつた借定員といふようなものをこの際解決をしまひまして、その借定員は官房の定員といふことでこれを認めらる。そうして貸していたところを減らすといふような操作も行つたのでございます。さらに従来本省の中の作物報告事務所の職員につきましては、食糧事務所で八百ばかりの貸定員といふことが行われておつたのでございますが、この点も食糧事務所の定員をそれだけ増加いたしましたので、増加しただけ作報の方には定員がもつて来るわけであり

ますので、そうしてもどつて来たものによつて作報の今回新しくつくられた漁獲高の調査、あるいは今日まで非常に人手が足りないでいたという状況を緩和することになつておるのでござい

ます。

次は通産省であります。通産省の減はこれは統制事務の撤廃に伴う減がほとんど全部でございます。この経済統制事務の減少に伴う定員の減は、実はどういふようにして査定したかと申しますと、相當の乗数等を調べて、それらの減少に正比例して定員の減少を査定したのでござ

います。但しその後通産省のいろいろ実情から来る意見等もあり、折衝いたしましたために、その査定通りになつておらないのでござい

ます。根本はそこに置いて査定したものでござい

ます。さらに通産省の定員の中からいざん申し上げました總理府の外局になつた分だけは、抜いておるわけでございます。

調整事務、あるいは港湾局、海運局関係の資料調整事務等があつたのでござい  
ますが、それだけだいたひ申し上げ  
ましたような発券枚数等による事務量  
の減少高に比例して査定をいたした次  
第でございます。

次は郵政省であります。郵政省は  
やはり経済統制の事務が減少したとい  
うことで、十五名だけ減つておるだけ  
でございます。

電気通信省のことにつきましては、  
さいぜん鈴木さんの御質問にお答えし  
た通りでございます。これはこの程  
度に一応査定をいたしまして、あとこ  
れで間に合わないというほど電話局等  
の竣工が促進せられましてならば、そ  
の際には省今をもつて認めて行くとい  
ふに予算の範囲内の融通をお願い  
いたしておる次第であります。

労働省におきましては、大体におい  
て職業のあつてをいたします公共職  
業安定所において、五百五十でしたか  
増員が認められております。

建設省も資料関係でわずかに減少し  
ただけでありまして、ほとんど変動は  
ございません。

経済安定本部におきましては、ここ  
はこの本来が統制経済のための役所  
でありましたために、経済統制の撤廃に  
対する事務量の減少は、相当程度大幅  
に見込まれておりますので、本部、物  
価、経済調査等、おおよそ三割程度  
の減員を断行いたしておりますのであ  
ります。以上まことに粗略でございます  
けれども、私から一応それだけ御説明申  
し上げまして、政府委員より詳しく内  
容の御説明をいたしたいと存じます。  
○大野木政府委員 お手元に配付いた  
しました一番最初の、総理府定員改正

資料と申す資料がございしますが、その  
資料の中に、一番初めに現在の定員と  
次に予算でもつて増減のありました状  
況、次にこのたびの改正法案で予定  
したております増減、それによります  
新定員が掲げてあります。次に備考と  
いたしまして、この定員法の改正案で  
増減いたしましたところと予算との違  
い、括弧の中に入れました増減をお  
示しいたしております。全部一々御説  
明申し上げますと時間もかかります  
ので、資料をごらんを願うことにいた  
しまして、各省につきましてもおんなじ  
く、順次申し上げてみたいと存じま  
す。

総理府におきましては、この前の定  
員法の場合と違ひます点は、これはも  
う一つ別に配付いたしました行政機関  
職員定員法改正案増減一覧という三  
枚ばかりの紙がございしますが、それ  
をごらん願ひたいと存じます。総理府に  
おきまして、おんなじのあります点  
は、行政機関におきましては、このた  
び地方自治庁が、ただいま御審議を願  
つております法案によりまして、地方  
財政委員会と地方自治庁にわかれま  
すので、地方財政委員会で百一名ふえ  
ております。それから電波管理委員が  
このたび設置されることになりまして、  
電波庁の電波庁がその事務局に移りま  
して、三千八百二十二人、従来研究所  
の方にありました電波観測所がその  
方に移管されまして、百七十三人ふえ  
ております。それで総計いたしまして  
新定員は三千九百七十七人となります  
それから公益事業委員会につきまして  
は資源庁及び通産省本省、ことに各地  
方の通産局の方から移管されまして八  
百八十五人が、この委員会が設置され

ることになりますと、新たに置かれる  
ことになります。それから土地調整委  
員会につきましても、この委員会設置  
が決定いたしますと、二十人の増加に  
なります。

次に特別調達庁は、統制関係その他  
の事務減によりまして、百四十一人の  
減をいたしております。二十五人の増  
は、大蔵省の方から予算の事務が移管  
されるためでございます。それから北  
海道開発庁が新たに設置されること  
になります。六月から三十一人増加に  
なります。

それから法務府におきましては、八  
百三十五人の増加と相なつております  
が、主として刑務所、少年観護所等の  
増加でございます。それからその次に  
中央更生保護委員会の百四十七人の増  
加がありますが、これは司法保護事業  
のために各地方にありますが、地方成人保  
護委員会の要員のための増加ござい  
ます。

次に外務省は増減ございせん。  
それから大蔵省におきましては、公  
認会計士管理委員会が以前独立してお  
りましたのが、昨年一時理財局の方に  
吸収されておりましたが、今度また独  
立することになりましたが、十三人の増  
加であります。それから国税庁におき  
まして、新たに国税事務の増加のため  
に全部を合せて千二百五十人の増加とな  
つております。

それから文部省におきましては、国  
立学校の学年進行によります増員と、  
それから商船大学、水産大学をそれぞ  
れ農林省、運輸省の方から統合いたし  
ますので、全体で九百七十九人の増と  
相なつております。減は統制関係の事  
務に従事する者の減であります。厚生

省の本省におきましては、主として国  
立の結核療養所、癩療養所その他検疫  
事務、衛生試験所等の衛生関係の仕事  
の増員であります。減員は統制関係の  
職員であります。引揚援護庁におきま  
しては、援護事務の減少に伴う減であ  
ります。但し援護庁につきましては、  
予算の範囲内において必要が生じた場  
合には、政令でもつて予算まで増員す  
ることができるよう規定してござい  
ます。

農林省の減は、主として統制関係の  
減でございますが、三千七百二十三  
人のうち千五百二十七人は、これは地方  
の都道府県に移管される職員でござ  
います。食糧庁につきましては、従来作  
報その他本省各局から人員不足のため  
に借しておりました職員を、今回食糧  
庁の職員に直した増であります。それ  
から三百三十七人減になつております  
が、これは主として指定農林物資検査  
事務が地方に委譲されるための減で  
ございます。林野庁における減は、主  
として薪炭特別会計の廃止による減で  
あります。それから水産庁の減は、先  
ほど申し上げました水産大学が移管さ  
れるための減であります。

それから通産省の本省におきまして  
は、統制関係で六千三百八十人減員で  
ございますが、このうち千四百人は都道府  
県に移管されることになつております。  
これは従来地方事務官として都道府県  
に駐在したのでございしますが、今回地  
方吏員に切りかえられるわけでありま  
す。それから二千九百二十三増員と  
相なつておりますが、これは援助物資  
特別会計その他輸入自立体制確立、そ  
れから地方通産局及び輸出検査等によ  
る増員であります。資源庁の三百三十

一人の増は、配炭公団廃止に伴う増、  
鉱山保安対策関係等の増でございま  
す。九百七十九人の減は、電力、物調  
関係の減であります。工業技術庁の三  
百二十九人増は、試験研究機関の充実  
のための増であります。特許庁百十四  
人の増は、やはり特許事務の増加に伴  
う増であります。

運輸省本省におきまして三千五百八  
十六人減となつておりますが、これは  
物資統制関係の減、並びに先ほど申し  
上げました高等商船学校の移管に伴  
う減であります。なおこれは都道府県に  
移管される千六百二十六人を含んでお  
ります。それから海上保安庁の七百三  
十四人の増、これは主として船員の増  
加でございます。郵政省については大  
したかわりはありません。電気通信省  
におきましては、先ほど大臣から申し  
述べましたように、電話、電信等の事  
務の、保管、新設等の職員の増加であ  
りまして、これにつきましても、引揚  
援護庁の場合と同じように、事務の状  
況によりまして、政令によつて予算の  
範囲まで増員ができるように規定いた  
しております。

それから労働省の七百四十二人の増  
は、先ほど大臣から御説明がありまし  
たように、職業安定所の増員でありま  
す。

それから経済安定本部、物価庁、経  
済調査庁の減員、これも先ほど御説明  
になりましたように、経済統制の縮減  
による減員であります。詳細はこち  
らの別の表の方にこまかく書いてありま  
すので、ごく概略だけを御説明申し上  
げたわけであります。

○鈴木委員長 何か御質疑はありませ  
んか。

○木村(農)委員 ちよつと農林省の方  
に聞きますが、外国食糧が輸入されま  
す場合の検査官というのはどのくらい  
おるのですか。

○平川政府委員 現在は貿易庁の方で  
大体輸入関係をやっておりますから、  
そちらの方で担当しております。食糧  
事務所といったしましては、おもな港に  
十名くらいずつの職員がこの関係を扱  
っております。検査につきましては、  
輸入品を受取るのは貿易庁がやつてお  
るわけです。

○木村(農)委員 貿易庁がやつておつ  
ても、貿易庁から農林省にそれを移す  
わけでしょう。そのときには帳簿上の  
操作だけで、現品の検査などは全然な  
いのですか。

○平川政府委員 現在までは貿易庁の  
方、いわゆる検査を担当しております  
て、入つて参りましたものは農林省と  
いたしましては、これを受取つておる  
わけです。

○木村(農)委員 外国食糧の場合は全  
然検査はないわけですね。検査は受け  
ない。こう解釈していいわけですね。

○平川政府委員 その関係の係官はお  
りますけれども、実際の検査は貿易庁  
の方でやることになっておりますが、  
輸入の係りはおります。

○木村(農)委員 日本食糧買上げの  
場合は、作報その他食糧検査関係で相  
当嚴重に検査あるいはその他がなされ  
ておるわけですね。外国食糧の場合は貿  
易庁の方がやつておられて、関係がな  
いという話ですが、最近東京都内の状  
態を見ますと、配給辞退がすいぶん出  
ておる。この原因はたくさんあるでし

ようが、しかしその中で相当大きな問  
題は、泥や砂が非常に入つておつて困  
るといつたふうなことも配給辞退の大  
きな原因になっている。そういうこと  
とは大体今食糧庁の機構の中には、そ  
ういつた検査をする機構も係官もおら  
ぬわけですか。

○平川政府委員 その問題がございま  
すので、現在では入つて参りましたも  
のを、あまりにひどいものにつきまし  
ては、その処理の方法等を考えており  
ますけれども、今後は民間輸入の問題  
も起りますし、それについての係官を  
派遣して検査をしなければならぬとい  
うふうなことを考えておるわけです。

○木村(農)委員 ついでにもう一つ聞  
いておきます。作報関係が今度幾分減  
るようになっておるのでありますが、  
今の御説明だと、食糧事務所の方で八  
百名ほど貸してあつて、それが今度帰  
つて来るんだからふえるんだ。こうい  
う話なんです。しかし人事院の勧告  
などを見ますと、作報の方は特にひど  
い。みな超過勤務をやつて、日曜や祭  
日までも休めなくて出ている。こうい  
う状態では公務員としての勤務の状態  
ではないといつたような意味のことを  
考へて、増員をやるのが適当だと勧告  
してある。そこで私はさういつたこと  
も含めてお伺いしたいのは、高橋国税  
庁長官の話だと、農業所得を算定する  
場合は作報の報告をとる。そのほかの  
ものは参考にすることはあるけれど  
も、大体作報そのものの報告が農業所  
得の基礎になるといつたふうのことを  
大蔵委員会が答弁しておられますが、  
今のような作報の人員配置の状態では、  
さういつたふうな正確を期した報告が

できますか。その点を承つておきた  
い。

○平川政府委員 作物報告事務所の仕  
事は、非常に早々の間にできました事  
務所でもありますし、仕事も非常に繁  
忙であるといふことは承知してござい  
ます。何分にも全体的な定員の関係もあ  
りますので、でき得る限りこれをふや  
して参るといふことで、昨年以来増員  
をされましたが、一面食糧庁の方に  
政整理等の関係もありまして、しばら  
く貸しておつたといふような実情であ  
ります。今回この定員によりまして、  
食糧庁その他の方面の今まで貸してお  
りましたものを数回返しますのと、さ  
らに別の事務でありますけれども、国  
税調査等の関係によりまして二百数十  
名の純増も認められております。今後  
この貸定員がすつかり帰つて参ります  
ならば、ある程度緩和されることと考  
えております。

○木村(農)委員 今年の予算を見ます  
と、国有林関係の見返り資金が三十億  
くらい入つて来るようになっておりま  
す。従つて林野庁関係では仕事も相当  
ふえると思ひますが、この見返り資金  
が三十億くらい入つて来る関係で、林  
野庁の業務というものは別にふえませ  
んか。

○平川政府委員 資金の関係は従来特  
別会計でまかなつておりまして、必要  
に応じては一般会計からも若干繰  
入れをしておるような状況でありまし  
たが、これを見返り資金から入れると  
いふことになつたのでありまして、そ  
れだけのものが事務分量としてまつた  
くふえたといふことはないものでありま  
す。しかしながらその事務分量を考え

まして、若干の人のやりくりをいたし  
ております。特に見返り資金の金額に  
相当する仕事が全部純増であるといふ  
わけではないのであります。

○木村(農)委員 そうしますと、三十  
億の国有林野に入つて来る見返り資金  
の内訳を見ますと、大体二十五億くら  
いは林道並びに森林鉄道といふような  
ことになつております。さういつた工  
事をやる場合には、請負で民間工事  
でやるのであつて、林野庁関係は監督  
するだけですか。

○平川政府委員 実際の労働の方はそ  
ういふことになつております。

○鈴木委員 他に質疑はありません  
か。

○木村(農)委員 大体食糧庁関係で  
は、昨年度と同じく程度の米麦  
の買上げを予定した定員ですか。それ  
とも買上げは減るのですか。

○平川政府委員 買上げ量の正確なこ  
とは多少の差はありますが、一  
応大体昨年度と同じ程度といふこと  
で決定いたしております。

○船田委員 今食糧庁のことが問題に  
なりましたので、ちよつと関連して聞  
きたいのですが、大分昨年の行政整理  
のために専任検査官のいない町村が出  
て来ておることは御承知の通りであ  
ります。たしか二千七百ばかり足りな  
いといふお話を承つたのですが、これ  
を見ますと、六百二十四人の増です  
が、これでどの程度の専任検査官のい  
ない町村を埋められるのか、お見みを  
お知らせ願ひます。

○平川政府委員 昨年の整理でお話の  
通り整理を行われましたが、本年この

定員法によりまして、これだけの増を  
いたしますれば、大体まかなつて行け  
るというふうな考へております。

○木村(農)委員 作報の職員は、計算  
を見ますと、相当の超過勤務をやつて  
います。今年もまた相当やるように  
なるのではないかと。いろいろ資料を  
見ますと、去年は一箇月平均六十時間  
ぐらゐの超過勤務になつてゐるので  
す。今度定員が少々ふえることにな  
つておりますが、それでも相当やはり  
超過勤務が出ると思ふのです。だから  
昨年と同じように買上げをやれば、相  
当の大きな超過勤務が出て来ると思  
うのですが、そのことはあらかじめ御承  
知の上で、この程度よりはふやさない  
という立場にあるわけなんですか。

○平川政府委員 今回の定員法改正に  
より数百名増つて参ります。超過勤務  
は相当に多いわけでありまして、これ  
も、人員との関係もありまして、こ  
の程度の増員をやつて参りたいと思  
へております。

○木村(農)委員 ちよつと海上保安庁  
にお尋ねします。このふえまうのは、  
これは国会を通過しないけれども、人  
間は五、六百名ふえておるのですが、  
これは雇入れなされておるのです  
か。

○大久保政府委員 現在実員は定員法  
の定員よりもずつと下まわつておりま  
すが、昭和二十四年度において計画し  
ておりました新船が続々就航してあり  
ますので、これに配置するための人員  
は補充しております。今回御審議を願  
つております定員法上の定員はまだ採  
用いたしておりません。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませんか。——この際お諮りいたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会と連合審査会を開きたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議がなければさようとりはからいます。

それでは本日はこの程度にして散会いたします。明日午前十時より開会いたします。

午後二時五十四分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第二十二号

昭和二十五年四月二十七日

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所